



## ① 介護保険のこれからと市町村の役割について

2000年に介護保険がスタートし、2013年8月に社会保障国民会議を受けて、サービス各々の給付の見直しと社会保障の負担増が進み、その狭間を地域力で埋めようと期待されていること。H27年度から制度化された新しい総業事業や今後の介護保険改正の方向性を学んだ。

地方は、3年に一度介護保険の見直しがされている。介護保険制度がスタートして、15年過ぎたが、サービス利用者が年々増加すると同時に介護保険給付は、10兆円にまで大きくなった。特別養護老人ホーム入居者は、52万1千人で、待機者が、52万人である。そんな中、国は、2006年制度改正以降、家族に介護の負担を期待したが、「介護殺人」の悲劇が6年間で138件も発生し未だに、繰り返されている。また、日本で介護を担う人は、557万人に上っている。国の介護予算縮減のため、2015年介護保険改正と地域包括ケアを重要視した。4月から地域に予防給付（訪問介護、通所介護）介護老人福祉施設（特養）の入居者を原則介護3以上とし、高所得者への対象から外すなど財政的4100億円の縮減を目指した。

今後も、介護保険制度改革に向け、利用者の介護保険の負担の増額や介護保険外の新たな福祉サービスシステムを検討している。これから市町村独自の安心・安全な地域包括システムの構築を作っていく必要がある。今後、地域の役割は、大きなものとなりその対策が課題だ。

## ②地域医療の確保に関する課題について

最近の医療政策の動向から、医療・介護提供体制の長期ビジョン・医療計画の見直し・病床機能別区分と地域医療構想・地域医療・介護総合確保推進法・医療機関経営戦略論などの概要を学んだ。

今後、国は、医療の増大が見込まれるため、消費税の増税を予定しサービス提供体制改革を見込んでいる。高度急性期・一般急性期・長期療養のベッド数を減らし、日数も削減していき予算の削減を図る改革を行う。そして、介護付き有料老人ホームの創設を2倍に増やし、地域がどのようなサービス体制を整えるかを重視している。また、現在、若い世代が医療の負担を背負っている。今後、地域医療ビジョンを見直し在宅医療の充実を図る予定だ。

### ③社会保障の現状と展望について

社会保障統計から見た日本の社会保障の現状・社会保障の動向と持続可能性・国際的に見た日本の社会保障の動向・日本の社会保障の特徴と課題・今後の予測についての講義を受けた。

国の一般会計の3割を社会保障給付費が占める。2014年度で、112兆1020億円となり、前年度比1、3%である。1人当たりの社会保障費は、882万1千円であり、1番目が、年金の54兆3429億円の48、5%、2番目に、医療の36兆3357億円の32、4%、3番目に福祉その他の21兆4234億円の19、1%となる。しかし、直近4年間は、年金額は、月額9000円減額され0、5%下がってきている。世界的にも見ても、日本の年金水準は、かなり低い。高齢化に対して給付の割合は、下がる傾向であり、社会保障給付の増加は、高齢化によるものだけではない。医療の高度化によるものだということ。国民のGDPは、横ばいであるが、社会保障給付費は増額しているため、今後が不足となろう。株により年金基金の積み上げをして、5兆円も赤字をだしている。このままでは、30年後は年金が危ういため危機的状況。

### ④自治体における障がい者福祉の取り組みについてと超高齢社会に向けた医療・福祉システムと自治体の役割

社会保障制度というと「年金制度」と「生活保護制度」が通例であり、1942年で策定されたイギリスの福祉国を基盤に「ベバリッジプラン」において日本も制定された。人間の尊厳（アルフォンス・デーケン）は、自由権にあることであり、自分で考え、生き方を自由に選択することが出来、愛する事ができるとされ、二つの基盤からなると提言した。

社会福祉実践の理念は、隔離や措置、保護、衣食住の水準論のみで生きる意欲は看過されてきた。しかし、現在では、保護から支援への考えと移行し、「サービス給付と変化した」今年4月に、障害者差別解消法が制定・施行され、自由権の議論と合理的配慮を社会に定着させることが必要だ。

超高齢社会に向けても、官と民が合わせて社会保障を担っていかなければならない。人件費の、全国の介護者・職員の働く環境も大事だ。全国一律ではない、サービス給付も各地で各々格差がある。地域で幸せに暮らせるようまちづくりが必要だ。

## ⑤「地域包括ケア」実現に向けての動向と展望について

地域包括ケアシステムの数々の施策はあるものの、漠然としたイメージで具体策が見えてこない、どのように構築するかこれから考察していかなければならない。従来の介護サービスから、新たな高齢者を支える仕組みをつくる。

地域の在宅で、高齢者が上手く生活できるよう、訪問看護と訪問介護の包括的提供をし、地域の実情に合わせたサービスを構築することである。地域密着型サービスの提供。天引き防止や評価対策が必要だ。

マスタープランを、中学校単位で作成する。医療と介護は、連携が必要だが、事実を見据えたうえでのどう進めていくかが重要だ。連携策だけでは、いけない。北欧海外の介護の例を上げ説明された。看護師と介護士の給料が同じで、保障されている。介護・看護が資格取得が一元化され、人材不足を支援するため、費用は、無償で国が負担している。今後、高齢社会に益々、向い社会保障の増額のため、介護士離職ゼロを目指すなら、日本も北欧に大いに学ぶべき労働に見合った賃金の確保や政策を行うべきではないかと思った。

## ⑥超高齢化社会における看護師等の人材の役割について

現代では、少子高齢化・人口減少社会の到来・急激な高齢化が挙げられる。出生率は1、42%であり、23%の高齢化率である。75歳以上の人口が2040年に達した時、沖縄県が一番で次が埼玉県、東京都と続く。

高齢者の4人に1人が認知症と予備軍と言われ、462万人存在する。2025年に700万人2060年には、1150万人増加すると予測されている。

非正規雇用者が4割と増加し、単身世帯も多い。同一労働同一賃金の制度を確立する必要がある。今後、介護力の低下も実質経済成長率も0、9%と停滞している。超高齢化が進展するなか、介護支援専門員・看護師、社会福祉士などの育成が必要で、社会保障試算によると、2025年に看護職員が200万人必要だ。潜在看護職員の呼び起こしが必要で、新人がリアルティショックで年間4600人辞めるため、問題だ。勤務環境の改善が必要。ワークライフバランスの必要性が叫ばれている。

## ⑦子育て支援の現状と展望について

H24年制度改革により、子ども・子育て支援法が成立・施行した。待機児童の解消・男性の意識改革・ワークライフ・バランスの働き方・子育て・保育・住居などの負担軽減策など盛り込まれた。しかし、日本の出生率低下は楽観できな

い。その要因は、将来に希望がもてない、雇用が不安定で経済的困難、子育てしながらの就労が継続出来ない、男性の協力なしでは、第2子が産めないなどの、子育てと働き方をめぐる問題が起因しているということだ。

これからの若年層の世代を助けるためには、こういった問題を社会全体で助け合い、意識改革を行い、支えあっていかなければ、解決の道は閉ざされてしまったままであると思う。まずは、企業のトップから理解を示し、具体的対策を講じるべきでモデル企業を率先して作るべき。子育て・育児休業の長期延長など政府も地域も実行あるのみである。このままでは、展望など見えてこないのが現状だ。

#### ⑧国民健康保険の構造的問題について

国保広域化の問題点・ガバナンスの視点から・当面の新たな課題と未来はあるのかなどの考え方を聞きした。

1961年、国民皆保険として開始され、元々は、農業者などを対象に出来た。保険財政は、規模が大きいほど安定している。そこで、平成30年からより大きな集団で都道府県で行うことで、財政の安定を目指す。市町村で、きめ細やかな対応が求められる。リスク分散という考えが、共通の利益を生む。

国保加入世帯の8割が、無職の年金生活者、高齢者や非正規労働者である。医療給付費総額は、約1兆5000億円である。4分の3が税の公費で賄われており、保険料の取り漏れや赤字は、法定外一般会計繰入約3500億であり、加入者保険料3兆400億円28%である。健保に入れない低所得者の受け皿として作られており、強制加入であるが、収入が少ない、高齢化の進展により収支が均衡しないなどの所得構造リスクを抱えている。今後の所得比例保険料の導入や低所得者は、別制度へ転換し、非正規の正規雇用化への変換などを導入していく地域を単位とした健康保険への転換を模索しているとのことであった。今後、全体で支えていく低所得者へのかゆいところに手が届く国保のあり方が必要となると考える。

#### ⑨生活保護の現状と課題について

生活保護の役割について、貧困が拡大している現状、餓死事件などの対応など国会が、水際作戦を認めたこと、自治体の力量が問われること、保護の要件の認定の困難性、受給者の増大と予算の確保について、ケースワーカーについてなどをお聞きした。

生活保護制度の目的は、要保護者の最低生活保障と自立の助長となっている。

日本国憲法第25条において、生活に困窮するすべての国民に対し、・・その最低限の生活を保障するとともに、自立を助長すること。とナショナルミニマムを謳っている。それにも拘らず、保護を受けている人は、社会的に孤立している人が多い。今年1月行政に相談したのにも関わらず、支援を受けられずに、誰にも気づかれないまま孤立死の事件があった。このような貧困による、孤立死が後を絶たない。高齢者に限ってだけのことではない。ここ5年間で、年金減、増税の負担が原因で、貧困高齢者は、160万人も増加している。

社会的、経済的弱者に、国は、社会福祉は、平等に手を差し伸べるべきではないか。どうして、経済大国において、このような悲惨な事件が起きるのが、信じられない。貧富の格差の増大、労働者の勤務状況の劣悪化（長時間労働、重労働低賃金など）ブラック企業の蔓延化など、国、行政、社会福祉士などは、緊迫して居る状況下において、保護を行うことを拒否しては決していけない。

今後、無年金者数118万人、引きこもりの若者70万人、生活保護を受けていない貧困家庭は229万世帯いる。国は、本当に支援、保護が必要な方々に、国の責務において、必要な支援をしっかりと講じていくべきだと考える。それが、先進国において当然の施策であり、人のいのちと生活を守るべきことである。

本町においては、決して命を軽視することはないと期待したい。

多くのことを学ばせて頂いたことに、深く感謝をしたい。